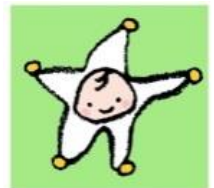


資料2	平成30年11月9日
	「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会

授乳・離乳の支援ガイドについて



授乳・離乳の支援ガイドの概要

授乳及び離乳の望ましい支援のあり方について、妊産婦や乳児の支援に関わる保健医療従事者が、所属する施設や専門領域が異なっても基本的事項を共有化し、一貫した支援を進めるために、学識経験者で構成される「授乳・離乳の支援ガイド策定に関する研究会」(座長:柳澤正義 日本子ども家庭総合研究所所長)を開催し、「授乳・離乳の支援ガイド」を策定。

〈 授乳の支援を進める5つのポイント 〉

～産科施設や小児科施設、保健所・市町村保健センターなど地域のすべての保健医療従事者が、授乳を通して、育児支援を進めていくために～

授乳は、赤ちゃんの心とからだを育みます。温かいふれあいを通して、赤ちゃんの心は育ちます。授乳を通して、親は繰り返し赤ちゃんの要求に応えることで、赤ちゃんを観察して対応していく力を育み、赤ちゃんは欲求を満たす心地よさを味わうことで、心の安定が得られ、食欲を育んでいきます。

授乳の支援は、赤ちゃんを健やかに育てることを目的とした育児支援です。授乳を通して、安心して赤ちゃんに対応できるように、妊娠中から出産後まで継続した支援が必要です。

- ①妊娠中から、適切な授乳方法を選択でき、実践できるように、支援しましょう。
- ②母親の状態をしっかり受け止め、赤ちゃんの状態をよく観察して、支援しましょう。
- ③授乳のときには、できるだけ静かな環境で、しっかり抱いて、優しく声をかけるように、支援しましょう。
- ④授乳への理解と支援が深まるように、父親や家族、身近な人への情報提供を進めましょう。
- ⑤授乳で困ったときに気軽に相談できる場所づくりや、授乳期間中でも、外出しやすく、働きやすい環境づくりを進めましょう。

〈 基本的な考え方 〉 (参考資料1参照)

(1)「管理」「指導」から「支援」へ

授乳期及び離乳期は母子の健康にとって極めて重要な時期にあり、親子双方にとって慣れない授乳、離乳食を体験していく過程を、どのように支援していくかという、育児支援の視点を重視。

(2) 基本的事項の共有化により「継続的で一貫した」支援へ

母子に関わる産科施設、小児科施設、保健センターなどの保健医療機関に所属する多職種が、適切な支援のあり方について共有化する基本的事項を提示することにより、妊娠中から退院後、さらに離乳食の開始以降に至るまで、継続的で一貫した支援の推進を図る。

〈 ガイドの内容 〉

○授乳支援

保健医療従事者が授乳の支援に関する基本的考え方を理解し、支援を進めるための基本的事項を「授乳の支援を進める5つのポイント」として提示。また、母乳育児の支援を進めるポイントもあわせて提示。

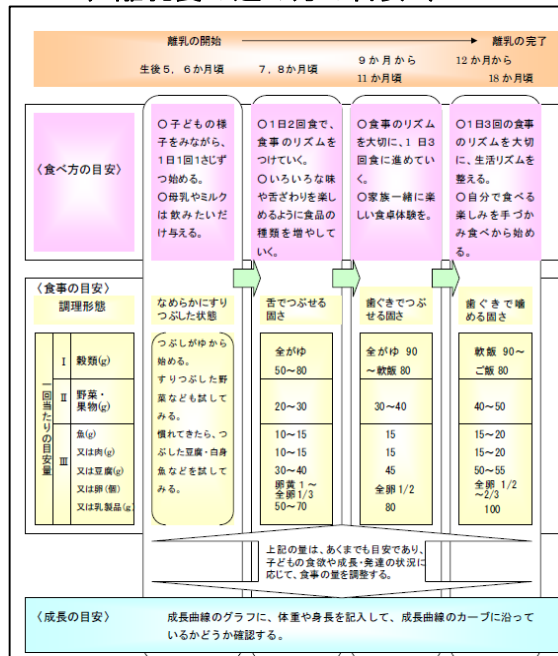
○離乳支援

「離乳食の進め方の目安」を提示。肥満予防や食物アレルギー、咀嚼機能の発達といった個別課題について、科学的の知見を加えた説明を提示。

〈 活用方法 〉

地方公共団体や保健医療関係団体において実施する各種健康診査や家庭訪問、両親・母親学級、育児相談や離乳食教室等での支援において活用を進める。養育者にも伝えるべき知識については、母子健康手帳にも反映して、正しい知識の周知を図る。

〈 離乳食の進め方の目安 〉



概要（参考資料2参照）

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付（母子保健法第16条第1項）。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

構成と内容

- ① **必須記載事項（省令事項）**：妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項（通知事項）**：妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。
自治体独自の制度等に関する記載も可能。
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・**乳幼児の栄養の摂取方法**、予防接種に関する情報

沿革

年次	名称	内容
昭和17年～	妊産婦手帳	出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等
昭和23年～	母子手帳	乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加
昭和41年～	母子健康手帳	医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加（育児日誌的性格も付加）
平成4年～	母子健康手帳	交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ必須記載事項（省令）及び任意記載事項（通知）の様式改正を行った。→平成24年4月1日から各市町村において新様式を交付

背景

食育基本法 平成17年6月
食育推進基本計画 平成18年3月
 ○保育所等における食育の推進

保育所保育指針の改定
 平成20年3月改定 平成21年4月施行
 ○「食育」についても明記

日本人の食事摂取基準の改定
 平成21年5月公表
 ○平成22年度～平成26年度まで使用

児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会

検討のねらい

- ・児童福祉施設における、子どもの発育・発達を視野に入れた具体的な食事計画の作成や評価など食事摂取基準もふまえた栄養管理の手法について、専門家により十分に検討を行い整理する。
- ・児童福祉施設の特徴をふまえた衛生管理の留意点や食育の観点からの食事の提供の留意点などについて、各施設の特性もふまえた検討を行う。

検討内容

子どもの健やかな発育・発達を支援するための食事の提供に必要な視点

栄養管理

乳児・幼児期の子どもの発育・発達を視野に入れた、食事摂取基準を活用した食事計画・実施・評価など具体的な栄養管理の手法の検討

食育

食を通じた自立支援、家庭への情報提供や、新鮮な地域の食材の利用など食育の観点からの食事の提供の留意点等の検討

衛生管理

中小規模の施設、子どもの調理への参加など、児童福祉施設の特徴をふまえた衛生管理の留意点の検討

「児童福祉施設における食事の提供ガイド」

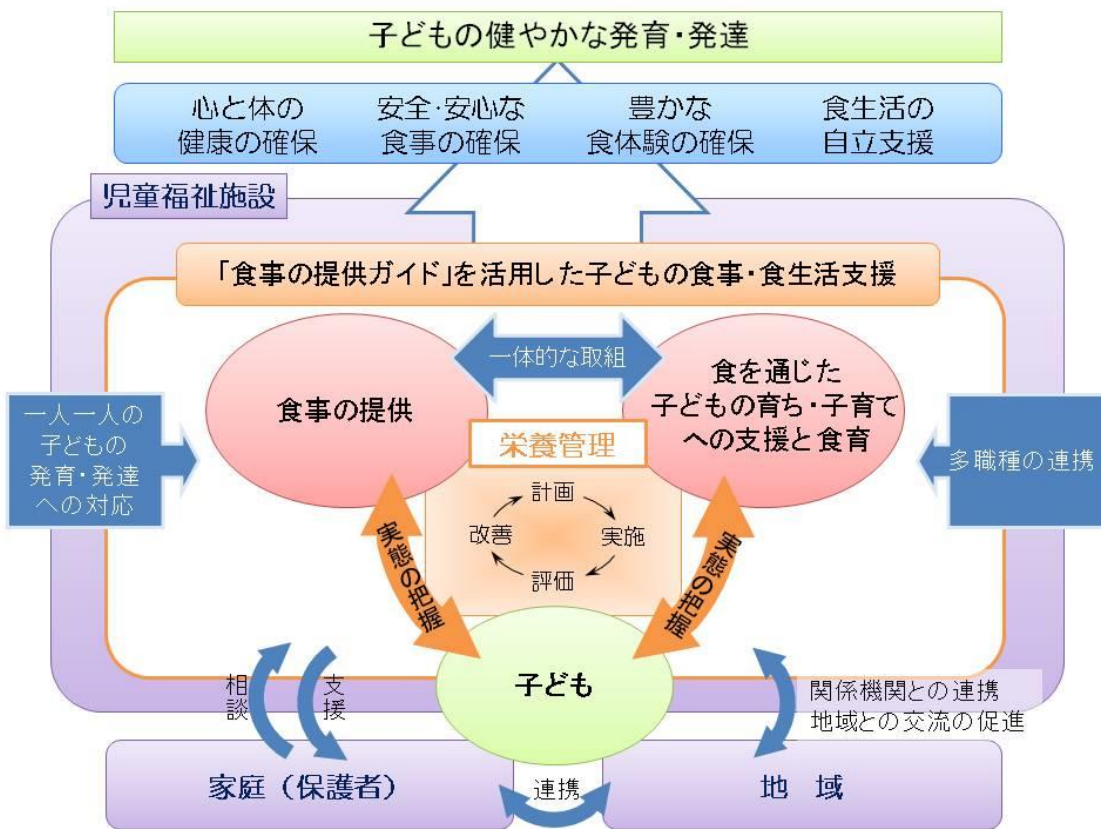
「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

平成22年3月30日 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知

「児童福祉施設における『食事摂取基準』を活用した食事計画について」

平成22年3月30日 母子保健課長通知

児童福祉施設における食事の提供ガイドの構成



【子どもの健やかな発育・発達を目指した食事・食生活支援】

構成

- I 児童福祉施設における「食」を取り巻く状況
- II 児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する考え方及び留意点
 - 1 食事の提供と食育を一体的な取組とする栄養管理
 - 乳汁の与え方の留意点
 - 離乳食の勧め方の留意点
 - 2 食事の提供
 - 3 食を通じた子どもの育ち・子育てへの支援と食育
- III 児童福祉施設における「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の適用・活用
- IV 実践例

「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）による、「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化
- 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※1（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）
- ※1 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における
食事の提供
ガイドライン作成
(平成24年3月発出)

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- 子どもの「食」をめぐる現状
各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする
- 保育所における食事提供の現状
全国調査から保育所における食事の提供の状況（自園調理・外部委託・外部搬入）と課題を明らかにする。
- 保育所における食事提供の意義と具体的なあり方**
「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指したあり方を示す。
- 保育所における食事提供の評価（チェックリスト）
子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方（実践・運営面）についての評価内容を示す。
- 好事例集

ガイドラインの活用に向けて

- ガイドラインの周知徹底
→このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。
- 保育所における食事の提供・食育の質の向上
→調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理形態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。
→乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人（保育所、行政、保護者）が共通理解し取り組む。

- 保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）
第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）
（2）子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究
（平成22年3月（財）こども未来財団）

保育所における
アレルギー対応
ガイドライン作成
（平成23年3月発出）

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- 保育所におけるアレルギー疾患の実態
保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示
- アレルギー疾患各論
保育所における代表的なアレルギー疾患（気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎）について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載
- 食物アレルギーへの対応
保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

ガイドラインの活用に向けて

- ガイドラインの周知徹底
→ ・各自治体への周知と併せて、厚生労働省のHPに掲載
・各保育所へガイドラインが直接届くよう、保育団体にも協力要請
・さらに、嘱託医への周知を図るため、日本医師会、小児科医会等へ協力要請
- Q&Aの作成
→ 保育現場でより使いやすいガイドラインとなるよう、あらかじめ想定される質問事項についてQ&Aを作成し周知
- 研修体制の強化
→ 各保育団体の協力を得て、種々の研修会等で、アレルギーに関する研修を組み込んでいるところ

★ 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン ★

(2-1) <http://www.youtube.com/watch?v=pJOAM8dE7WU> (2-2) <http://www.youtube.com/watch?v=axFou4QgB-4>